

※R8年度からR10年度までは、新制服と旧制服の併用期間であるため、各自着用する制服に応じて、着用規定を確認すること。

1 身だしなみ

【旧制服】

(1) 制服での登下校について

校内および登下校時において、原則として以下の本校指定の制服を着用する。

Aタイプ：詰襟学生服と学生服ズボン

Bタイプ：ブレザーとベスト、スカート

Cタイプ：ブレザーとベスト、スラックス

ただし次のア～エの場合のみ、制服以外での登校もしくは下校を認める。

ア 夏季の指定された期間における体育服もしくはポロシャツでの登下校。

イ 平日の部活動後の、活動着のままでの下校。

ウ 週休日の部活動における、部活動の活動着での登下校。

エ その他、傷病等により制服での登下校が困難である場合。

(2) 制服の着こなし

Aタイプ

・冬 服

詰襟学生服とする。左襟には本校の校章バッジを付ける。学生服の下に着るシャツは上着の外へはみ出す着方はしない。

・合 服 長袖シャツとする。

・夏 服 半袖シャツとする。

・ズボン ベルトを着用する。

B及びCタイプ

・冬 服 上着、ベスト、長袖ブラウスを着用する。

・合 服 ベスト、長袖ブラウスとする。

・スカート スカート丈は膝頭が隠れる長さとする。

・スラックス ベルトを着用する。

【新制服】

(1) 制服での登下校について

校内および登下校時において、原則として以下の本校指定の制服を着用する。

Aタイプ：本校指定のブレザーとスラックス

Bタイプ：本校指定のブレザーとスカート

※ネクタイとリボンはどちらを着用してもよい。

ただし次のア～ウの場合のみ、制服以外での登校もしくは下校を認める。

ア 夏季の指定された期間における、本校指定のポロシャツ・ハーフスラックスでの登下校と授業参加。夏季の制服の組み合わせは以下の通り。

① (ブレザー) ・長袖シャツ・スラックスもしくはスカート

② (ブレザー) ・ポロシャツ・スラックスもしくはスカート

③ポロシャツ・ハーフスラックス

※夏季の期間は、長袖シャツ着用の際のネクタイ・リボン装着は任意とする。

イ 平日の部活動後の、活動着のままでの下校。

ウ 週休日の部活動における、部活動の活動着での登下校。

(2) 制服の着こなし

清潔感を保持する。加工や改造を行わない。

- (3) 靴および鞄
高価なもの、あるいは華美なものは避け、盗難には十分注意する。
- (4) 防寒着
別記「防寒着着用規定」参照
- (5) 頭髪等
パーマ・カール・脱色・染色等の特殊技巧を禁じ、清潔感のある頭髪を心掛ける。運動時や実習等においては、安全衛生のため、ヘアピンやゴムを用いて束髪する。
- (6) 異装
やむを得ない事由があつて異装するときは、担任に申し出た上で生徒指導部の許可を受ける。
- (7) 所持品
 - ・化粧品、アクセサリー等の装飾品（ピアス、イヤリング、ネックレス、指輪等）は禁止とする。マニキュアも禁止とする。
 - ・遺失物・拾得物があつた場合は、ただちに生徒指導部へ申し出る。
 - ・学習に不必要なものは持参しない。不必要な金銭・貴重品も持参しない。

2 登下校

- (1) 登下校は、極力自分の力でするように努める。特別な事情のある場合は、担任に申し出る。
- (2) 在学中は、原則として自動車、原付二輪車、自動二輪等の運転免許を取得することを禁止する。
- (3) 自転車通学について
自転車で通学する場合は、学校長の許可を必要とする。
 - ・自転車通学の許可にあたっては、ヘルメットの所有を必要とする。
 - ・以下に該当する自転車については、通学を許可しない。
 - ア ドロップハンドル、イーグルハンドル、幅60cm以上のハンドル、
 - イ 施錠できないもの
 - ウ ハブステップが取り付けられているもの
 - エ その他、安全の走行に支障があると判断される場合
 - ・カップ（記名つき）を常に携帯し、雨天時はカップを着用する。傘さし運転は禁止する。
 - ・自転車通学が許可された自転車には、ステッカーを所定の位置（泥除け、泥除けがない場合はフレームの防犯登録証付近）に貼付する。
 - ・運転中の携帯電話・携帯音楽プレーヤー等使用、及びイヤホンの装着は禁止。
 - ・可能な限り、ヘルメットの着用を心掛ける。

3 その他の規定

- (1) 交通事故について
登下校時や学校管理下において交通事故が発生した場合には、担任もしくは生徒指導部に申し出る。その際、「交通事故に関する報告書」を作成する。
- (2) 旅行について
旅行をするときは行程を計画的に立案し、安全に留意する。
- (3) アルバイトについて
学校として推奨はしない。ただし、諸事情によりアルバイトを行う場合は、必ず事前に保護者とよく相談し、保護者連名で学校に届け出ること。学業成績や日常生活に著しい支障が生じた場合や届出を行わずに就労した場合には、別途指導の対象となる。

4 携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチについて

- (1) 教員の指示・許可がない場面での授業中の使用を禁止する。
- (2) マナーと節度を守った使用を心掛ける。
- (3) 無許可での他者の撮影や録音、ネット上へのアップロードは固く禁ずる。また、歩きスマホも危険であるため指導の対象とする。
- (4) 悪質な使用方法や度重なる指導においても改善が見られない場合は、特別指導の対象とする場合もある。

(5) 定期考査及び実力テストにおける所持、使用等は不正行為として指導する。

5 その他生活における心得

- (1) 本校の生徒としての自覚をもった節度ある行動・言動を心がける。
- (2) 歩きスマホのみならず、歩きながらの読書、公共の場での大声での会話等、他者に迷惑となったり、危険を及ぼしたりするような行為は慎む。
- (3) 校外においては、一般の方の迷惑にならないように心がける。

6 校則改定又は廃止の手続き

- (1) 生徒会役員は、生徒議会を通じて生徒の意見を集約し、校則の改定又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者等支援者からの意見を聴取するとともに、運営委員会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、運営委員会等での議論を踏まえ、校則の改定又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者等支援者に説明するものとする。

【別 記】

防寒着類着用規定等

1 着用許可期間

特定の期間は設けず、各自気温や室温、体調に応じて調節してよい。

2 着用に関する注意事項

- (1) 華美、高価でないものを基本とする。
- (2) 節度を守った着用を心掛けた上で、各自の体調や、気温・室温等の外的環境に応じて調節する。
- (3) 公式の式典等では、着用すべき制服を別に定める。
- (4) フード付きの衣類（パーカー等）を着用する場合は、ブレザーからフードがはみ出ないようにする。
- (5) 防寒用タイツについては、華美でないものを着用する。

4 防寒着の着脱

授業時の着用を認める。

（ただし、マフラー、ネックウォーマーや手袋については、昇降口で外し、校舎内や教室で使用しないこと。）

5 膝掛けについて

教室移動時や考査時の使用は禁止する。

6 備 考（ドレスコード規定等）

- (1) 防寒着の着用状況によっては、個別に指導する場合がある。
- (2) 怪我・傷病等の事由により、特別に異装をしなければならない場合には、担任を通じて生徒指導部に申し出を行い、許可を得る。
- (3) 式典時（始業式、終業式、離任式、入学式、卒業式前表彰式、卒業式）の服装について
 - ア 制服の冬服を着用する。
 - イ 気温等により、ブレザーの下にVネックセーターもしくはカーディガンを着用する場合は、黒または紺を基調とした無地のものとする。
 - ウ 個人写真撮影、クラス写真撮影では、上記アの服装で参加する。